

令和4年度 埼玉地方労働審議会

第1回 埼玉県足袋製造業最低工賃専門部会

日 時 令和5年1月24日(火) 9時30分～  
場 所 埼玉労働局 14階大会議室

次 第

1 開 会

2 定足数の確認  
公益代表委員 名  
家内労働者代表委員 名  
委託者代表委員 名

3 配付資料の確認

4 議 題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 埼玉県〇〇業最低工賃専門部会運営規程の改定について
- (3) 埼玉県足袋製造業最低工賃改正決定について
- (4) その他

## 資 料

- No.1 埼玉県足袋製造業最低工賃専門部会委員名簿
- No.2 地方労働審議会令(平成13年 政令第320号)
- No.3 埼玉地方労働審議会運営規程
- No.4 埼玉県〇〇業最低工賃専門部会運営規程(案)
- No.5 埼玉県足袋製造業最低工賃の改正決定について(諮問) 写
- No.6 第14次最低工賃新設・改正計画
- No.7 埼玉県足袋製造業最低工賃表
- No.8 埼玉県最低賃金の推移
- No.9 埼玉県消費者物価指数の推移
- No.10 最低工賃改定試算表
- No.11 埼玉県足袋製造業家内労働実態調査報告書
- No.12 委託事業所数及び家内労働者数の状況
- No.13 最低工賃改正手続の流れ

令和4年度 埼玉県足袋製造業最低工賃専門部会委員名簿

埼玉労働局

| 区分        | 氏名     | 現職                   |
|-----------|--------|----------------------|
| 公益代表委員    | 金井 郁   | 埼玉大学大学院 人文社会科学研究科 教授 |
|           | 鈴木 奈穂美 | 専修大学 経済学部 教授         |
|           | 野本 夏生  | 川口幸町法律事務所 弁護士        |
| 家内労働者代表委員 | 柿沼 聡   | 連合埼玉 副事務局長           |
|           | 平井 孝史  | UAゼンセン埼玉県支部 主任       |
|           | 松本 聖和  | サイボー労働組合 組合長         |
| 委託者代表委員   | 嶋田 昌美  | サイボー株式会社 社外取締役       |
|           | 廣澤 健一  | 一般社団法人埼玉県経営者協会 専務理事  |
|           | 森 政浩   | 株式会社イサミコーポレーション 統括部長 |

(五十音順・敬称略)

○地方労働審議会令

(平成十三年九月二十七日)

(政令第三百二十号)

地方労働審議会令をここに公布する。

地方労働審議会令

内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

(名称)

第一条 地方労働審議会(以下「審議会」という。)には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第二条 審議会は、委員十八人で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第三条 委員は、労働者(家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)第二条第二項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。)を代表する者、使用者(同条第三項に規定する委託者を含む。以下同じ。)を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。

3 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

(平二九政一八五・一部改正)

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。

4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会(その部会長が委員であるものに限る。)の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(平二九政一八五・一部改正)

(最低工賃専門部会)

第七条 家内労働法第二十一条第一項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低工賃専門部会」という。)に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。

4 前条第四項から第七項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(平二九政一八五・一部改正)

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員(労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。)、使用者関係委員(使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。))及び公益関係委員(公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。))の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二九年七月七日政令第一八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年七月十一日から施行する。

## 埼玉地方労働審議会運営規程

## ( 規程の目的 )

第 1 条 埼玉地方労働審議会の議事運営は、厚生労働省組織令 (平成 12 年政令第 252 号) 第 156 条の 2 及び地方労働審議会令 (平成 13 年政令第 320 号) に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## ( 会議の招集 )

第 2 条 審議会の会議 (以下「会議」という。) は、労働局長の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の 3 分の 1 以上から請求があったときに会長が招集する。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあつては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。

3 労働局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

4 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 7 日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。

## ( 委員の欠席 )

第 3 条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム (映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。) を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第 8 条第 1 項及び第 2 項 (同条第 3 項において準用する場合を含む。) に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

## ( 会長の職務 )

第 4 条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。また、会長に事故あるときは、会長代理がこれを代行するものとする。

## ( 会議における発言 )

第 5 条 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

(関係機関等の意見聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の説明を聴くことができる。

2 審議会は、必要があると認めるときは、委員でない者の意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 審議会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(読み替え規程)

第9条 第2条から第8条までの規定は、地方労働審議会令第6条に規定する部会(以下「部会」という。)及び同令第7条に規定する最低工賃専門部会(以下「最低工賃専門部会」という。)について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるものは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(意見及び建議の提出)

第10条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度労働局長に送付しなければならない。

2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。

(部会の設置)

第11条 審議会は、次の部会を置くこととする。

- 一 労働災害防止部会
- 二 家内労働部会

(部会の議決)

第12条 前条に規定する部会又は部会長が委員である最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。

ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の

議決を特に必要とすることを定めたときは、この限りでない。

(臨時委員の任命)

第13条 臨時委員及び専門委員は、審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

(部会の議事運営)

第14条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成13年11月19日から施行とする。  
この規程は、平成18年3月9日から施行とする。  
この規定は、令和3年12月10日から施行とする。



埼玉地方労働審議会  
埼玉県〇〇〇最低工賃専門部会運営規程（案）

（規程の目的）

第1条 埼玉地方労働審議会（以下「審議会」という。）に設置する埼玉県〇〇〇最低工賃専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、家内労働法（昭和45年法律第60号）、地方労働審議会令（平成13年政令第321号）及び埼玉地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（名称）

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低工賃の件名を冠する。

（構成）

第3条 専門部会の委員（以下「委員」という。）の数は、9人とする。

（報告）

第4条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

（雑則）

第5条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

2 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附則

（施行期日）

この規程は、平成26年2月19日から施行する。

この規程は、平成29年2月23日から施行する。

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

埼玉地方労働審議会  
埼玉県革靴製造業〇〇〇最低工賃専門部会運営規程

( 規程の目的 )

第 1 条 埼玉地方労働審議会 ( 以下「審議会」という。 ) に設置する埼玉県革靴製造業  
〇〇〇最低工賃専門部会 ( 以下「専門部会」という。 ) の議事運営は、家内労働  
法 ( 昭和 4 5 年法律第 6 0 号 ) 地方労働審議会令 ( 平成 1 3 年政令第 3 2 1 号 )  
及び埼玉地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところ  
による。

( 調査審議の事項名称 )

第 2 条 ~~専門部会は、家内労働法第 8 条第 1 項の審議会を定める政令 ( 平成 1 3 年政  
令第 3 1 8 号 ) に基づき審議会の権限に属する事項のうち埼玉県内において革  
靴製造業に係る一定の業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者  
に適用される最低工賃について調査審議を行う。~~

**専門部会には、それぞれの担当する最低工賃の件名を冠する。**

( 構成 )

第 3 条 専門部会の委員 ( 以下「委員」という。 ) の数は、9 人とする。

~~( 会議の招集 )~~

第 4 条 ~~専門部会の会議 ( 以下「会議」という。 ) は、部会長が必要と認めたときのほ  
か、埼玉労働局長 ( 以下「局長」という。 ) 又は委員の 3 分の 1 以上から請求が  
あったときに部会長が招集する。~~

~~2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとするときは、  
付議事項及び開催希望期日を、少なくとも当該期日の 1 週間前までに、部会長  
に通知しなければならない。~~

~~3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、  
少なくとも 3 日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、  
局長に通知するものとする。~~

~~( 委員の欠席 )~~

第 5 条 ~~委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、そ  
の旨を部会長に通知しなければならない。~~

~~2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部  
会長に通知しなければならない。~~

~~( 会議の議事 )~~

第 6 条 ~~部会長は会議の議長となり、議事を整理する。~~

~~2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるもの~~

とする。

- ~~3 専門部会は、部会長が必要あると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。~~

~~(会議の公開)~~

~~第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。~~

- ~~2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。~~

~~(議事録及び議事要旨)~~

~~第8条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には部会長及び部会長の指名した委員2名が署名するものとする。~~

- ~~2 議事録及び会議の資料は原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。~~

- ~~3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。~~

(報告)

第9.4条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

~~(専門部会の廃止)~~

~~第10条 専門部会は、埼玉県革靴製造業最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したとき、または、当該意見に関する異議申出についての意見に係る調査審議が終了したときをもって、これを廃止する。~~

(雑則)

第11.5条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

- 2 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附則

(施行期日)

この規程は、平成26年2月19日から施行する。

この規程は、平成29年2月23日から施行する。

埼労発基 1208 第 1 号  
令和 4 年 12 月 8 日

埼玉地方労働審議会  
会長 荒居 善雄 殿

埼玉労働局長  
久知良 俊二

最低工賃の改正決定について（諮問）

家内労働法第 10 条の規定に基づき、埼玉県縫製業最低工賃（平成 11 年埼玉労働基準局最低工賃公示第 1 号）及び埼玉県足袋製造業最低工賃（平成 10 年埼玉労働基準局最低工賃公示第 2 号）の改正決定について、貴会の調査審議を求めらる。

## 第14次最低工賃新設・改正計画(令和4年4月～7年3月)

| 局名     | 最低工賃件数<br>(2022.4.1見込み件数) | 令和4年度                         |    | 令和5年度              |    | 令和6年度                         |    |
|--------|---------------------------|-------------------------------|----|--------------------|----|-------------------------------|----|
|        |                           | 件名                            | 件数 | 件名                 | 件数 | 件名                            | 件数 |
| 01 北海道 | 2                         | 和服裁縫(改正)                      | 1  | 男子既製服(廃止)          | 1  |                               |    |
| 02 青森  | 3                         | 電気機械器具(改正)                    | 1  | 和服裁縫(改正)           | 1  | 男子・婦人既製服(改正)                  | 1  |
| 03 岩手  | 2                         |                               |    | 電気機械器具(改正)         | 1  | 婦人・男子既製洋服(改正)                 | 1  |
| 04 宮城  | 2                         |                               |    | 男子服・婦人服(改正)        | 1  | 電気機械器具(改正)                    | 1  |
| 05 秋田  | 2                         | 通信機器用部分品(改正)                  | 1  | 男子服・婦人服・子供服(改正)    | 1  |                               |    |
| 06 山形  | 1                         |                               |    | 男子・婦人既製服(改正)       | 1  |                               |    |
| 07 福島  | 3                         | 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正) | 1  | 外衣・シャツ(改正)         | 1  | 横編ニット(改正)                     | 1  |
| 08 茨城  | 3                         | 男子既製洋服(廃止)                    | 1  | 婦人・子供既製服(廃止)       | 1  | 電気機械器具(改正)                    | 1  |
| 09 栃木  | 2                         |                               |    | 電気機械器具(改正)         | 1  | 衣服(改正)                        | 1  |
| 10 群馬  | 3                         | 横編ニット(改正)                     | 1  | 婦人服(廃止)            | 1  | 電気機械器具(改正)                    | 1  |
| 11 埼玉  | 5                         | 革靴(改正)、足袋(改正)、縫製(改正)          | 3  | 紙加工品(改正)           | 1  | 電機機械器具(改正)                    | 1  |
| 12 千葉  | 1                         |                               |    |                    |    | 婦人既製洋服(廃止)                    | 1  |
| 13 東京  | 3                         | 革靴(改正)                        | 1  | 婦人既製洋服(改正)         | 1  | 電気機械器具(改正)                    | 1  |
| 14 神奈川 | 3                         | スカーフ・ハンカチーフ(廃止)               | 1  | 電気機械器具(改正)         | 1  | 紙加工品(廃止)                      | 1  |
| 15 新潟  | 4                         | 洋食器・器物(廃止)                    | 1  | 作業工具(廃止)           | 1  | 男子・婦人既製洋服(改正)、横編ニット(改正)       | 2  |
| 16 富山  | 2                         | 電気機械器具(改正)                    | 1  | ファスナー加工(改正)        | 1  |                               |    |
| 17 石川  | 0                         |                               |    |                    |    |                               |    |
| 18 福井  | 2                         | 眼鏡(改正)                        | 1  |                    |    | 衣服(改正)                        | 1  |
| 19 山梨  | 3                         | 電気機械器具(改正)                    | 1  | 婦人服(改正)            | 1  | 貴金属製品(改正)                     | 1  |
| 20 長野  | 2                         |                               |    | 電気機械器具(改正)         | 1  | 外衣・シャツ(改正)                    | 1  |
| 21 岐阜  | 3                         |                               |    | 婦人服(改正)、男子既製洋服(改正) | 2  | 陶磁器上絵付(改正)                    | 1  |
| 22 静岡  | 1                         | 車両電気配線装置(改正)                  | 1  |                    |    |                               |    |
| 23 愛知  | 1                         |                               |    |                    |    | 車両電気配線装置(改正)                  | 1  |
| 24 三重  | 1                         |                               |    |                    |    | 車両電気配線装置(改正)                  | 1  |
| 25 滋賀  | 1                         |                               |    | 下着・補整着(廃止)         | 1  |                               |    |
| 26 京都  | 2                         |                               |    | 丹後地区絹織物業(改正)       | 1  | 紙加工品(改正)                      | 1  |
| 27 大阪  | 1                         |                               |    |                    |    | 男子既製洋服(改正)                    | 1  |
| 28 兵庫  | 5                         | 但馬地区絹・人絹・毛織物(廃止)、綿・スフ織物(改正)   | 2  | 釣針(改正)             | 1  | 電気機械器具(改正)、靴下(改正)             | 2  |
| 29 奈良  | 1                         |                               |    | 靴下(改正)             | 1  |                               |    |
| 30 和歌山 | 0                         |                               |    |                    |    |                               |    |
| 31 鳥取  | 2                         |                               |    | 和服裁縫(改正)           | 1  | 男子服・婦人服(改正)                   | 1  |
| 32 島根  | 3                         | 和服裁縫(改正)                      | 1  | 電気機械器具(改正)         | 1  | 外衣・シャツ(改正)                    | 1  |
| 33 岡山  | 1                         |                               |    |                    |    | 車両電気配線装置(改正)                  | 1  |
| 34 広島  | 4                         | 既製服(改正)                       | 1  | 電気機械器具(改正)         | 1  | 和服裁縫(改正)、毛筆・画筆(改正)            | 2  |
| 35 山口  | 2                         | 男子既製洋服・校服・作業服(改正)             | 1  | 和服裁縫(改正)           | 1  | 男子既製洋服・校服・作業服(改正)             | 1  |
| 36 徳島  | 1                         | 縫製(下着・ハンカチーフ)(改正)             | 1  |                    |    |                               |    |
| 37 香川  | 1                         |                               |    |                    |    | 手袋・ソックスカバー(改正)                | 1  |
| 38 愛媛  | 1                         |                               |    | タオル(改正)            | 1  |                               |    |
| 39 高知  | 2                         | 衛生用紙(改正)                      | 1  |                    |    | 繊維産業(改正)                      | 1  |
| 40 福岡  | 2                         |                               |    | 婦人服(改正)            | 1  | 男子服(改正)                       | 1  |
| 41 佐賀  | 1                         |                               |    |                    |    | 婦人既製服(改正)                     | 1  |
| 42 長崎  | 3                         |                               |    | 和服裁縫(廃止)           | 1  | 男子既製洋服(廃止)、婦人既製洋服(廃止)         | 2  |
| 43 熊本  | 3                         | 和服裁縫(改正)                      | 1  | 縫製(廃止)             | 1  | 電気機械器具(改正)                    | 1  |
| 44 大分  | 2                         |                               |    | 衣服(改正)、電気機械器具(改正)  | 2  |                               |    |
| 45 宮崎  | 3                         | 婦人既製洋服(廃止)、男子既製洋服(改正)         | 2  |                    |    | 内燃機関電装品(改正)                   | 1  |
| 46 鹿児島 | 1                         |                               |    |                    |    | 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正) | 1  |
| 47 沖縄  | 1                         | 縫製(改正)                        | 1  |                    |    |                               |    |
| 合計     | 97                        |                               | 27 |                    | 33 |                               | 38 |

(注)各年度の最低工賃の件数は令和4年3月18日現在のものである。なお、件名の後の( )は、計画策定時点における予定を記載したもの。改正、統合、廃止等の決定は、各都道府県労働局において、実態調査等を実施の上、地方労働審議会等の意見を聴取して行うものであることに留意されたい。

## 埼玉県足袋製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者  
埼玉県の区域内で足袋製造業に係る縫製の業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者  
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額  
次の表の工程欄の区分に応じ、婦人用足袋（並級のもので、かつ、4枚こはぜのものに限る。）10足につき、金額欄に掲げる金額

| 工 程     | 金 額     |
|---------|---------|
| 足踏み通し   | 6 6 円   |
| 掛け押し縫い  | 5 0 円   |
| こはぜ付け   | 6 7 円   |
| 羽縫い     | 9 5 円   |
| 甲縫い     | 9 3 円   |
| 尻止め     | 5 0 円   |
| つま縫い    | 2 0 7 円 |
| まわし縫い   | 7 0 円   |
| アイロン仕上げ | 2 4 4 円 |

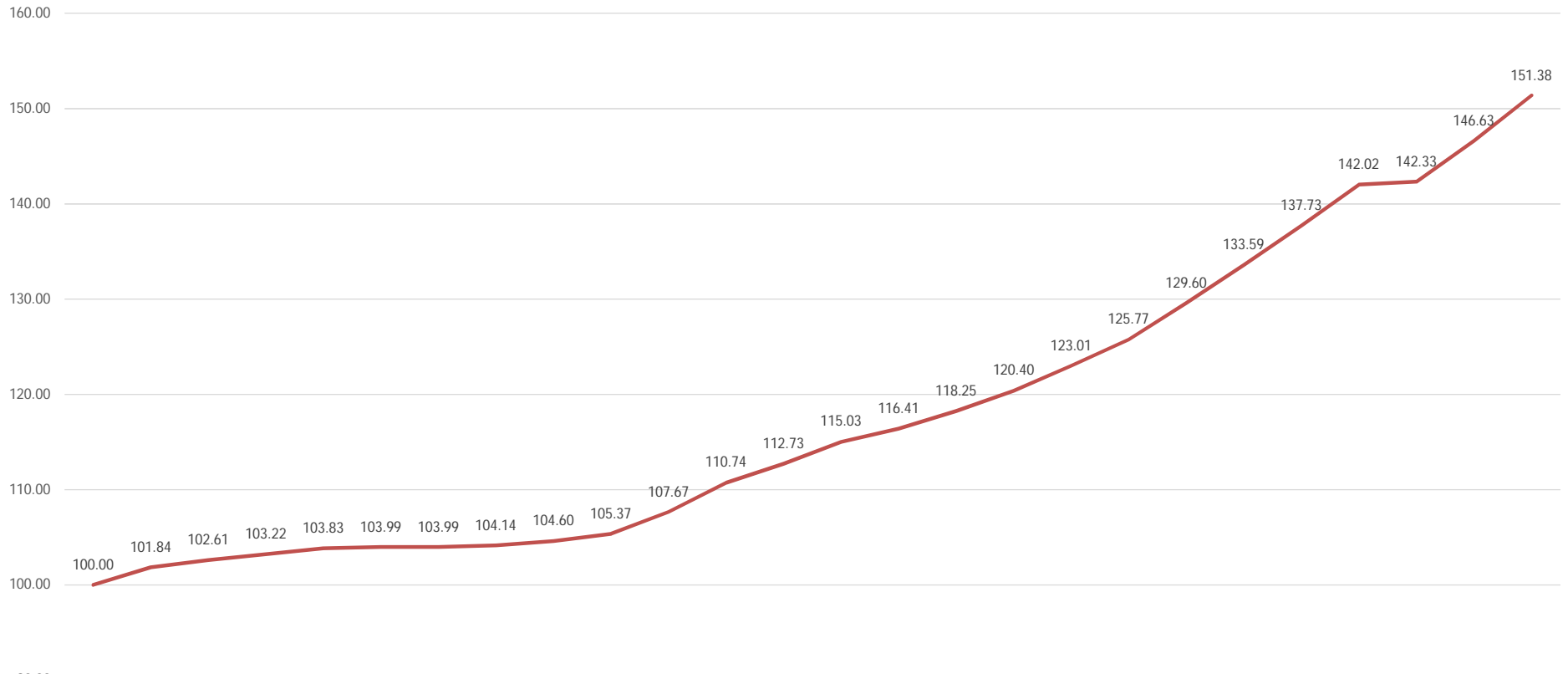
備考 上記金額は、縫い糸代、ミシンの維持及び使用に要する経費並びに電力費その他の必要経費を除くものとする。

4 効力発生の日 平成10年4月30日

[ 委託者は次のことを守ってください。 ]

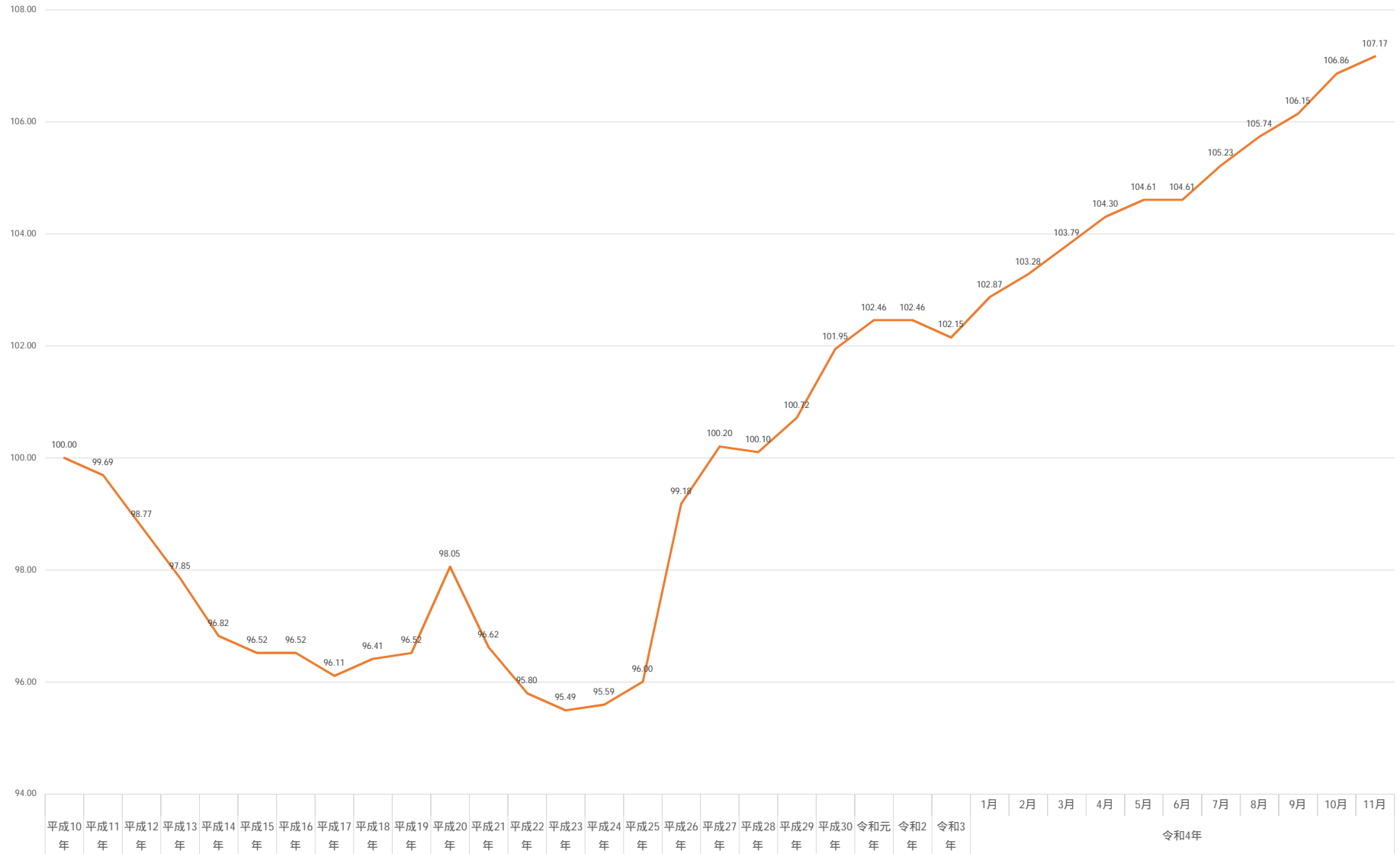
- 1 平成10年4月30日からは、上記の最低工賃額以上の工賃を支払ってください。
- 2 工賃は、原則として通貨で支払ってください。（家内労働者の同意があれば、預金口座への振込み、郵便為替による支払いが認められます。）
- 3 工賃は、物品を受領した日から1か月以内又は毎月の工賃締切日から1か月以内に支払ってください。
- 4 家内労働手帳を交付し、仕事を委託する都度、次のことを記入してください。
  - 1) 仕事の内容、委託年月日、物品の数量、納品の時期
  - 2) 工賃の単価、支払日

# 埼玉県最低賃金の推移



|       | 平成9年   | 平成10年  | 平成11年  | 平成12年  | 平成13年  | 平成14年  | 平成15年  | 平成16年  | 平成17年  | 平成18年  | 平成19年  | 平成20年  | 平成21年  | 平成22年  | 平成23年  | 平成24年  | 平成25年  | 平成26年  | 平成27年  | 平成28年  | 平成29年  | 平成30年  | 令和元年   | 令和2年   | 令和3年   | 令和4年   |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| — 系列2 | 100.00 | 101.84 | 102.61 | 103.22 | 103.83 | 103.99 | 103.99 | 104.14 | 104.60 | 105.37 | 107.67 | 110.74 | 112.73 | 115.03 | 116.41 | 118.25 | 120.40 | 123.01 | 125.77 | 129.60 | 133.59 | 137.73 | 142.02 | 142.33 | 146.63 | 151.38 |

## 消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の推移



資料出所：総務省統計局：2020年基準消費者物価指数



最低工賃改定試算表

家内労働実態調査（埼玉労働局）から算出した最低工賃改定による影響

足袋 【引き上げ率】 最低額からは、最低工賃以下のデータを除外。

| 工程      | 工賃額 | 【引き上げ率】 |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     | R3<br>最低委託額 | 対象<br>人数 |     |     |  |  |
|---------|-----|---------|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------------|----------|-----|-----|--|--|
|         |     | 1%      | 2% | 3% | 4% | 5% | 6% | 7% | 8% | 9% | 10% | 11% | 12% | 13% | 14% | 15% | 20% | 25% | 30% | 35% | 40% |             |          | 45% | 50% |  |  |
| 足踏み通し   |     |         |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |             |          |     |     |  |  |
| 掛け押し縫い  |     |         |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |             |          |     |     |  |  |
| こはぜ付け   |     |         |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |             |          |     |     |  |  |
| 羽縫い     |     |         |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |             |          |     |     |  |  |
| 甲縫い     |     |         |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |             |          |     |     |  |  |
| 尻止め     |     |         |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |             |          |     |     |  |  |
| つま縫い    |     |         |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |             |          |     |     |  |  |
| まわし縫い   |     |         |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |             |          |     |     |  |  |
| アイロン仕上げ |     |         |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |             |          |     |     |  |  |

平成10年～令和4年11月にかけての消費者物価指数（さいたま市、持家の帰属家賃を除く総合） 7.17%上昇

...対象者の分布（数値を超えない範囲）

埼玉県足袋製造業  
家内労働実態調査報告書

令和3年10月

埼玉労働局

# 目次

|                        |       |     |
|------------------------|-------|-----|
| 埼玉県足袋製造業 家内労働実態調査結果 概要 | ..... | 1～2 |
|------------------------|-------|-----|

## I. 委託者調査結果

|                                  |       |   |
|----------------------------------|-------|---|
| 1. 調査事業所回答状況及び委託状況               | ..... | 3 |
| 2. 規模別委託者数及び家内労働者数               | ..... | 3 |
| 3. 工賃の支払い状況(令和3年7月分)             | ..... | 3 |
| 4. 足袋縫製に従事する従業員の平均賃金の状況(令和3年7月分) | ..... | 3 |
| 5. 工賃の改定状況                       |       |   |
| 1). 最近2年間の改定状況                   | ..... | 4 |
| 2). 今後の改定予定                      | ..... | 4 |
| 6. 委託業務量の状況                      |       |   |
| 1). 最近2年間の委託業務量                  | ..... | 4 |
| 2). 今後の委託業務量の見通し                 | ..... | 4 |
| 7. 家内労働者数の状況                     |       |   |
| 1). 最近2年間の家内労働者数                 | ..... | 4 |
| 2). 今後の家内労働者数の見通し                | ..... | 4 |
| 8. 家内労働に使用する機械の状況                | ..... | 4 |
| 9. 補助材料の家内労働者負担の状況               | ..... | 4 |
| 10. 最低工賃分類別 工賃額の状況               | ..... | 5 |
| 11. 最低工賃廃止についての意見(委託者)           | ..... | 6 |
| 12. 委託者からの意見                     | ..... | 7 |

## II. 家内労働者調査結果

|                         |       |   |
|-------------------------|-------|---|
| 1. 回答状況                 | ..... | 8 |
| 2. 就業形態別 家内労働者数         | ..... | 8 |
| 3. 年齢階層別 家内労働者数         | ..... | 8 |
| 4. 経験年数別 家内労働者数         | ..... | 8 |
| 5. 1か月あたりの就業日数          | ..... | 8 |
| 6. 1日あたりの平均就業時間数        | ..... | 8 |
| 7. 最低工賃廃止についての意見(家内労働者) | ..... | 9 |

# 埼玉県足袋製造業家内労働実態調査結果 概要

埼玉労働局労働基準部賃金室

## I 調査の実施

### 1 調査の目的

この調査は、埼玉県における足袋製造業の家内労働について、委託者や家内労働者の個別の事例を把握し、最低工賃決定の審議に資するための基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査対象委託者及び家内労働者

埼玉県内の足袋製造業の委託者 6 事業所及びその家内労働者（各事業所 1 名）を対象とした。

家内労働者については、委託者 6 事業所に対し、委託先の家内労働者から任意に 1 名の抽出を、現行の最低工賃が設定されている品目・作業工程に従事している者を優先させることを条件として依頼した。

### 3 調査事項

別添調査票の記載項目とした。

### 4 調査実施年月日

調査は、令和 3 年 9 月 1 日から同年 9 月 30 日までを調査期間として実施した。

### 5 調査対象年月日

調査は、令和 3 年 7 月末日現在（工賃の支払い状況及び足袋縫製に従事する従業員の平均賃金の状況については令和 3 年 7 月分、工賃の改定状況・委託業務量の状況及び家内労働者数の状況については最近 2 年間）の状況について実施した。

### 6 調査方法

調査は、郵送による通信調査で実施した。

2種類の調査票（委託者用調査票・家内労働者用調査票）を委託者宛に送付し、家内労働者用調査票については当該委託者に対象家内労働者の抽出及び配布を依頼した。

調査票の提出については、委託者、家内労働者ともに、返信用封筒により直接当局へ送付するよう依頼した。

なお、一部については、電話聴取により回答を得た。

## II 調査結果の概要

- 1 委託者調査については、調査対象委託者6事業所のうち4事業所より回答を得られた（回答率66.6%）。回答の内訳は、①委託あり：2事業所、②委託なし：2事業所という内容であった。なお、委託あり事業所のうち最低工賃の設定品目・作業工程に係る業務を委託している委託者数は2事業所、最低工賃の設定品目・作業工程に係る業務に従事する家内労働者数は20名であった。
- 2 家内労働者調査については、業務委託を行っている2事業所のうち、2事業所に所属する2名（男性0名、女性2名）から回答を得た。
- 3 集計結果は3頁以降の通りである。

<参考> 委託者数および家内労働者数の変遷

| 調査年度                                | H9  | H11 | H20 | H24 | H27 | H30 | R3 |
|-------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 調査対象委託者数（事業所）                       | 31  | 30  | 27  | 6   | 4   | 6   | 6  |
| 最低工賃の設定品目・作業工程に係る業務を委託している委託者数（事業所） | 20  | 14  | 6   | 5   | 4   | 5   | 2  |
| 最低工賃の設定品目・作業工程に係る業務に従事する家内労働者数（名）   | 278 | 212 | 71  | 62  | 33  | 44  | 20 |

## 委託者調査結果

### 1. 調査事業所回答状況及び委託状況

| 区分       | 合計    | 回答有  |      |      | 回答拒否 | 未回答  |
|----------|-------|------|------|------|------|------|
|          |       | 委託あり | 委託なし | 廃止等  |      |      |
| 調査実施事業所数 | 6     | 4    | 2    | 2    | 0    | 2    |
| 比率 (%)   | 100.0 | 66.6 | 33.3 | 33.3 | 0.0  | 33.3 |

### 2. 規模別委託者数及び家内労働者数

| 従業員数区分  | 委託者数<br>(事業所) | 家内労働者数(人) |    |    | 1  |
|---------|---------------|-----------|----|----|----|
|         |               | 男         | 女  | 合計 |    |
| 5人未満    | 0             | 0         | 0  | 0  | 0  |
| 5人～29人  | 2             | 2         | 22 | 24 | 20 |
| 30人～99人 | 0             | 0         | 0  | 0  | 0  |
| 100人以上  | 0             | 0         | 0  | 0  | 0  |
| 合計      | 2             | 2         | 22 | 24 | 20 |

1 うち、最低工賃の設定品目・作業工程に係る業務に従事する家内労働者数

\* 年齢階層別区分

| 区分   | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代以上 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 男(人) | 0   | 0   | 0   | 1   | 0   | 0   | 1     |
| 女(人) | 0   | 1   | 1   | 2   | 5   | 7   | 6     |

### 3. 工賃の支払い状況(令和3年7月分)

| 区分              |                     | 委託者数<br>(事業所) | 比率<br>(%) |
|-----------------|---------------------|---------------|-----------|
| 家内労働者1人当たり平均月収額 | 20,000円未満           | 2             | 100.0     |
|                 | 20,000円以上～25,000円未満 |               |           |
|                 | 25,000円以上～30,000円未満 |               |           |
|                 | 30,000円以上～35,000円未満 |               |           |
|                 | 35,000円以上～40,000円未満 |               |           |
|                 | 40,000円以上～45,000円未満 |               |           |
|                 | 45,000円以上～50,000円未満 |               |           |
|                 | 50,000円以上～55,000円未満 |               |           |
|                 | 55,000円以上～          |               |           |
| 未回答             |                     |               |           |
| 合計              | 2                   | 100.0         |           |

2 各委託者ごとの1か月の支払工賃額から、1人平均の月収額を算出し分類

\* 委託者ごとの「1人平均の月収額」を単純平均した、平均月収 〇〇〇 円

### 4. 足袋縫製に従事する従業員の平均賃金の状況(令和3年7月分)

|           |          |            |            |
|-----------|----------|------------|------------|
| 1か月の平均賃金額 | 〇〇〇 円    | 時給換算の平均額   | 〇〇〇 円 / 時間 |
| 1日の平均労働時間 | 〇 時間 / 日 | 1か月の平均出勤日数 | 〇 日 / 月    |

5. 工賃の改定状況

1). 最近2年間の改定状況

| 区分    | 委託者数<br>(事業所) | 比率<br>(%) |
|-------|---------------|-----------|
| 上げた   |               |           |
| 下げた   |               |           |
| 変わらない |               |           |
| 合計    | 2             | 100.0     |

2). 今後の改定予定

| 区分     | 委託者数<br>(事業所) | 比率<br>(%) |
|--------|---------------|-----------|
| 近く改定予定 |               |           |
| 変わらない  |               |           |
| 合計     | 2             | 100.0     |

6. 委託業務量の状況

1). 最近2年間の委託業務量

| 区分    | 委託者数<br>(事業所) | 比率<br>(%) |
|-------|---------------|-----------|
| 増えた   |               |           |
| 減った   |               |           |
| 変わらない |               |           |
| 合計    | 2             | 100.0     |

2). 今後の委託業務量の見通し

| 区分    | 委託者数<br>(事業所) | 比率<br>(%) |
|-------|---------------|-----------|
| 増える   |               |           |
| 減る    |               |           |
| 変わらない |               |           |
| 合計    | 2             | 100.0     |

7. 家内労働者数の状況

1). 最近2年間の家内労働者数

| 区分     | 委託者数<br>(事業所) | 比率<br>(%) |
|--------|---------------|-----------|
| 増えた    |               |           |
| 減った    |               |           |
| (その理由) | 海外製品の増加       |           |
|        | 足袋需要の低下       |           |
|        | 家内労働者の高齢化     |           |
|        | 社内製造へのシフト     |           |
|        | やる人がいない       |           |
| 変わらない  |               |           |
| 合計     | 2             | 100.0     |

2). 今後の家内労働者数の見通し

| 区分    | 委託者数<br>(事業所) | 比率<br>(%) |
|-------|---------------|-----------|
| 増える   |               |           |
| 減る    |               |           |
| 変わらない |               |           |
| 合計    | 2             | 100.0     |

8. 家内労働に使用する機械 3 の状況

| 区分        | 委託者数<br>(事業所) | 比率<br>(%) |
|-----------|---------------|-----------|
| 機械あり      |               |           |
| 委託者持ち     |               |           |
| 労働者持ち     |               |           |
| どちらの場合もあり |               |           |
| 機械なし      |               |           |
| 合計        | 2             | 100.0     |

9. 補助材料 4 の家内労働者負担の状況

| 区分      | 委託者数<br>(事業所) | 比率<br>(%) |
|---------|---------------|-----------|
| 支給している  |               |           |
| 支給していない |               |           |
| 合計      | 2             | 100.0     |

3 ミシン(上縫い、爪、工業用)

4 糸、針、油、修理費、メンテ代金 等

10. 最低工賃分類 工賃額の状況

| 品目                           | 工程      |                    | 1単位あたり<br>工賃単価 |     | 従事<br>家内労働者数 |
|------------------------------|---------|--------------------|----------------|-----|--------------|
|                              |         |                    | (円)            | (銭) | (人)          |
| 婦人用足袋（並級のもので、かつ、4枚こはぜのものに限る） | 足踏み通し   |                    |                |     |              |
|                              | 現行最低工賃  | 10足につき<br>66円 00銭  | 平均<br>円        | 銭   | 計<br>0人      |
|                              | 掛け押し縫い  |                    |                |     |              |
|                              | 現行最低工賃  | 10足につき<br>50円 00銭  | 平均<br>円        | 銭   | 計<br>0人      |
|                              | こはぜ付け   |                    |                |     |              |
|                              | 現行最低工賃  | 10足につき<br>67円 00銭  | 平均<br>円        | 銭   | 計<br>人       |
|                              | 羽縫い     |                    |                |     |              |
|                              | 現行最低工賃  | 10足につき<br>95円 00銭  | 平均<br>円        | 銭   | 計<br>人       |
|                              | 甲縫い     |                    |                |     |              |
|                              | 現行最低工賃  | 10足につき<br>93円 00銭  | 平均<br>円        | 銭   | 計<br>人       |
|                              | 尻止め     |                    |                |     |              |
|                              | 現行最低工賃  | 10足につき<br>50円 00銭  | 平均<br>円        | 銭   | 計<br>人       |
|                              | つま縫い    |                    |                |     |              |
|                              | 現行最低工賃  | 10足につき<br>207円 00銭 | 平均<br>円        | 銭   | 計<br>人       |
|                              | まわし縫い   |                    |                |     |              |
|                              | 現行最低工賃  | 10足につき<br>70円 00銭  | 平均<br>円        | 銭   | 計<br>人       |
|                              | アイロン仕上げ |                    |                |     |              |
|                              | 現行最低工賃  | 10足につき<br>244円 00銭 | 平均<br>円        | 銭   | 計<br>人       |

- \* 最低工賃の設定工程・規格に係る業務を委託する2事業所からの個別回答と、その平均値を表示
- \* 平均値は全て、従事家内労働者数による加重平均で算出



## 11. 最低工賃廃止についての意見(委託者)

### 1. 委託条件の決定方法

| 区分                 | 委託者数と比率<br>(事業所) (%) |       |
|--------------------|----------------------|-------|
| 委託者が決める            |                      |       |
| 委託者と家内労働者の話し合いで決まる |                      |       |
| 家内労働者の要求額で決まる      |                      |       |
| 合計                 | 2                    | 100.0 |

### 2. 最低工賃が廃止となった場合の影響

| 区分          | 委託者数と比率<br>(事業所) (%) |  |
|-------------|----------------------|--|
| 影響が出るとは思わない |                      |  |
| 影響が出ると思う    |                      |  |
| 委託工賃額が上がる   |                      |  |
| 委託工賃額が下がる   |                      |  |
| わからない       |                      |  |
| 合計          |                      |  |

### 3. 最低工賃廃止の是非について

| 区分            | 委託者数と比率<br>(事業所) (%) |       |
|---------------|----------------------|-------|
| 最低工賃は廃止すべきである |                      |       |
| 最低工賃は廃止すべきでない |                      |       |
| 工賃額を上げるべきである  |                      |       |
| 工賃額を下げるべきである  |                      |       |
| 工賃額は現状のままでよい  |                      |       |
| 未回答           |                      |       |
| どちらでもよい       |                      |       |
| 合計            | 2                    | 100.0 |

12. 委託者からの意見(現在の業界の状況や家内労働の委託状況等について)

| 意見 |
|----|
|    |
|    |
|    |
|    |
|    |
|    |
|    |
|    |
|    |
|    |

## 家内労働者調査結果

### 1. 回答状況

| 区分    | (事業所) | (人) |
|-------|-------|-----|
| 調査対象数 | 1     |     |
| 回答数   |       |     |

1 委託者宛調査にて「委託あり」が判明した6事業所を全数として集計

### 2. 就業形態別 家内労働者数

| 区分 | (人) | (%) |
|----|-----|-----|
| 専業 |     |     |
| 副業 |     |     |
| 内職 |     |     |
| 合計 |     |     |

### 3. 年齢階層別 家内労働者数

| 区分            | 男性(人) | 女性(人) | 合計(人) | (%) |
|---------------|-------|-------|-------|-----|
| 60歳未満         |       |       |       |     |
| 60歳以上 ~ 70歳未満 |       |       |       |     |
| 70歳以上 ~ 80歳未満 |       |       |       |     |
| 80歳以上         |       |       |       |     |
| 合計            |       |       |       |     |

\* 平均年齢 歳

### 4. 経験年数別 家内労働者数

| 区分            | (人) | (%) |
|---------------|-----|-----|
| 3年未満          |     |     |
| 3年以上 ~ 5年未満   |     |     |
| 5年以上 ~ 10年未満  |     |     |
| 10年以上 ~ 30年未満 |     |     |
| 30年以上 ~ 50年未満 |     |     |
| 50年以上         |     |     |
| 合計            |     |     |

\* 平均年数 年

### 5. 1か月あたりの就業日数

| 区分            | (人) | (%) |
|---------------|-----|-----|
| 5日未満          |     |     |
| 5日以上 ~ 10日未満  |     |     |
| 10日以上 ~ 15日未満 |     |     |
| 15日以上 ~ 20日未満 |     |     |
| 20日以上 ~ 25日未満 |     |     |
| 25日以上         |     |     |
| 合計            |     |     |

\* 平均日数 日

### 6. 1日あたりの平均就業時間数

| 区分            | (人) | (%) |
|---------------|-----|-----|
| 1時間未満         |     |     |
| 1時間以上 ~ 2時間未満 |     |     |
| 2時間以上 ~ 4時間未満 |     |     |
| 4時間以上 ~ 6時間未満 |     |     |
| 6時間以上 ~ 8時間未満 |     |     |
| 8時間以上         |     |     |
| 合計            |     |     |

\* 平均就業時間 時間/日

7. 最低工賃廃止についての意見(家内労働者)

1. 工賃額の決定方法

| 区分                 | 家内労働者数と比率<br>(人) (%) |
|--------------------|----------------------|
| 委託者が決める            |                      |
| 委託者と家内労働者の話し合いで決まる |                      |
| 家内労働者の要求額で決まる      |                      |
| 合計                 |                      |

2. 家内労働を行っている理由 \* 複数回答有

| 区分            | 回答数 |
|---------------|-----|
| 生計を維持するため     |     |
| 家計を補助するため     |     |
| 自分の自由なお金を得るため |     |
| 余暇時間を活用するため   |     |
| 会社に協力を依頼されて   |     |
| 合計            |     |

3. 最低工賃の認識について

| 区分     | 家内労働者数と比率<br>(人) (%) |
|--------|----------------------|
| 知っていた  |                      |
| 知らなかった |                      |
| 合計     |                      |

4. 最低工賃が廃止となった場合の影響

| 区分          | 家内労働者数と比率<br>(人) (%) |
|-------------|----------------------|
| 影響が出るとは思わない |                      |
| 影響が出ると思う    |                      |
| 委託工賃額が上がる   |                      |
| 委託工賃額が下がる   |                      |
| わからない       |                      |
| 合計          |                      |

5. 最低工賃廃止の是非について

| 区分            | 家内労働者数と比率<br>(人) (%) |
|---------------|----------------------|
| 最低工賃は廃止すべきである |                      |
| 最低工賃は廃止すべきでない |                      |
| 工賃額を上げるべきである  |                      |
| 工賃額を下げるべきである  |                      |
| 工賃額は現状のままでよい  |                      |
| どちらでもよい       |                      |
| 合計            |                      |

## 委託事業所数及び家内労働者数の状況

| 調査対象年度   | H9  | H11 | H20 | H24 | H27 | H30 | R3 |
|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 調査対象委託者数（事業所）  | 31  | 30  | 27  | 6   | 4   | 6   | 6  |
| 最低工賃の設定品目・作業工程に係る業務を委託している委託者数（事業所）                        | 20  | 14  | 6   | 5   | 4   | 5   | 2  |
| 最低工賃の設定品目・作業工程に係る業務を委託している委託者数（事業所）作業工程に係る業務に従事する家内労働者数（名） | 278 | 212 | 71  | 62  | 33  | 44  | 20 |

【資料出所：埼玉労働局賃金室「足袋製造業家内労働実態調査」】

## （参考）埼玉県 和装製品製造業（足袋を含む）の事務所数等の推移

|               | H24       | H25       | H26       | H27        | H29       | H30       | R1        | R2        |
|---------------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 事務所数（従業員4人以上） | 12        | 10        | 13        | 10         | 10        | 10        | 10        | 9         |
| 従業員数          | 123       | 113       | 165       | 110        | 126       | 117       | 121       | 114       |
| 現金給与額（万円）     | 30,473    | 29,433    | 37,360    | 28,340     | 28,030    | 27,952    | 32,051    | 32,729    |
| 原材料使用額等（万円）   | 40,407    | 39,068    | 49,985    | 50,389     | 39,157    | 44,886    | 43,910    | 41,036    |
| 製造品出荷額等（万円）   | 118,379   | 122,385   | 155,389   | 124,262    | 116,191   | 123,614   | 122,200   | 118,594   |
| 生産額（万円）       | 117,086   | 121,206   | 154,990   | 112,874    | 116,133   | 121,644   | 120,380   | 記載なし      |
| 資料出所          | 埼玉県工業統計調査 | 埼玉県工業統計調査 | 埼玉県工業統計調査 | 経済センサス活動調査 | 埼玉県工業統計調査 | 埼玉県工業統計調査 | 埼玉県工業統計調査 | 埼玉県工業統計調査 |

## 用語の解説

## 事業所数

一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

## 従業者数

調査日現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出处）、臨時雇用者は従業者に含めない。

## 現金給与総額

1年間（1～12月）に常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額の合計である。その他の給与額とは、常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などをいう。

## 原材料使用額等

1年間（1～12月）における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額である。

## 製造品出荷額等

1年間（1～12月）における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程からでなく及び廃物の出荷額の合計である。

## 最低工賃改正手続の流れ

埼玉労働局長

諮問

【令和4年12月8日(木)】

埼玉地方労働審議会

**最低工賃専門部会【調査審議】**

【令和5年1月24日(火)】

答申

埼玉労働局長

( )関係労使からの異議  
申出があった場合に開催

最低工賃専門部会( )  
【異議申出に係る調査審議】

【2月上旬目途】

決定

官報(決定の公示)

【2月下旬目途】

効力の発生

公示の日から30日経過後又は公示の  
日から30日経過後で指定する日

【4月1日(土)目途】